

案1

保険税水準の統一について

国民健康保険（国保）の運営のため、被保険者（加入者）の皆さんに納めていただく国民健康保険税（保険税）。埼玉県と県内63市町村は、令和12年度から、県内どこに住んでいても保険税の負担が同じになることを目指して取り組んでいます。

市町村国保の課題

<市町村ごとに異なる保険税>

国保の加入者が病院で受診すると、窓口の負担は医療費の3割（6歳～69歳）に抑えられ、残りの7割は国保から支払われます。この保険給付の割合は全国共通です。

一方、保険税は、県内の各市町村において税率を設定しており、市町村によって保険税の負担が異なっています。これは、市町村ごとに財政状況や健康づくりのための保健事業などに違いがあるためです。

<保険税が変動するリスク>

国保の加入者数は、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行や社会保険の適用拡大などによって減少傾向にあり、各市町村国保の規模も小さくなっています。

このため、特に小規模な市町村において高額な医療費が発生した場合、その市町村にお住まいの加入者の保険税を大幅に引き上げざるを得なくなり、財政運営が不安定になることが想定されます。

案1

保険税水準の統一を目指す理由

本県では、原則として、「県内のどこに住んでいても、同じ世帯構成、所得であれば同じ保険税となること」を保険税水準の統一としています。

保険税水準の統一が実現すれば、加入者の皆さんにとって、県内どこに住んでいても、同様の保険給付を同じ保険税で受けられるようになるため、加入者間の公平性の確保につながります。

また、各市町村の保険税負担を同じにする保険税水準の統一は、ある市町村で起きた保険税の変動リスクを県内全市町村の加入者で分かち合うことになるため、財政の安定化につながります。

本県の取組

保険税水準の統一を実現するためには、県内全市町村が同じ税率を設定するだけでなく、加入者の受益と負担の公平性の観点から、健康づくりなどの保健事業をはじめとした各市町村のサービスについても同水準で提供することが求められます。また、各市町村の財政運営を改善していくことも必要です。

このため、本県では、保険税水準の統一に向けて、段階を踏んで課題解決に取り組んでいくこととして、目標年度を令和12年度としました。

県では、県内市町村などと共に、埼玉県国民健康保険運営方針に基づき、実現に向けた取組を進めています。

保険税水準の統一に関するQ&A

Q1. 保険税水準の統一は、埼玉県が独自に取り組んでいるのですか。

A. 国（厚生労働省）は、都道府県単位での安定的な国保財政の運営を確保するために、令和6年度から令和11年度までを、保険料（税）の統一に向けた取組を加速化させる期間と位置付けています。

現在、全ての都道府県が保険料（税）水準の統一に向けて取組を進めています。

案1

Q2. 保険税水準の統一によって、保険税の負担が増えるのではないですか。

A. 保険税水準の統一は、県内の保険給付を全市町村で支え合う仕組みに変更するものです。このため、県全体で見ると、保険税水準を統一することによって保険税の負担が増えるものではありません。

ただし、保険税を統一すると、基本的に県平均の税率となるため、市町村ごとに見て平均以下の税率の市町村は税率が上がり、平均以上の税率の市町村は税率が下がることになります。

Q3. 保険税水準の統一が実現するまで保険税は上がらないのですか。

A. 加入者一人当たりの医療費は、加入者の高齢化や医療の高度化などによって、年々増加しています。今後も同様の傾向が見込まれるため、県全体で見ると、保険税の負担は増加していくことが見込まれます。

Q4. 保険税が上がらないようにするために取り組んでいることは何ですか。

A. 国保では、必要な保険給付などを主に国、県、市町村からの公費と加入者の皆さんの保険税で賄っています。

このため、必要な保険給付を極力抑えるため、生活習慣病の予防など健康水準が向上する取組を進め、医療費の適正化を図っています。

また、加入者の皆さんが保険税を納めやすくなるよう、口座振替やスマートフォンによる決済方法を導入するほか、納められるのに納めていない方には、納期内に納めていただいた方との公平性を確保する観点から、早期の財産調査、差押え処分などを行い、保険税収入の確保に努めています。

さらに、保険税の負担が他の医療保険と比べて重くなっていることから、国に対し、保険税の負担軽減を含めた財政基盤の強化を要望しています。

詳しくは、[埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）](#)（[リンクを貼る](#)）を御覧ください。

案2

保険税水準の統一について

保険税水準の統一とは

本県では、県内各市町村がそれぞれの財政状況などを踏まえて独自に保険税率を設定し、国民健康保険に加入している方の保険税額を算定しています。

そのため、お住まいの市町村によって納めなくてはならない保険税額が変動することとなり、加入している方にとっては分かりづらい制度となっています。

本県では、これを解消するため、今後は全ての市町村が県内統一の税率を設定し、保険税額を算定することで、公平性や透明性が高い制度の運営を目指すこととします。

本県では、「原則として同じ世帯構成、所得であれば県内のどこに住んでいても同じ保険税となること」を保険税水準の統一と定義し、令和12年度の実現を目指すこととしました。

本県の取組

保険税水準の統一を実現するためには、県内全市町村が同じ税率を設定するだけでなく、受益と負担の公平性の観点から、健康づくりなどの保健事業をはじめとした各市町村のサービスについても同水準で提供することが求められます。

そのため、本県では、保険税水準の統一の実現に向けた課題を整理し、県内市町村などと課題について検討や議論を行うことで、実現に向けた取組を進めています。

案2

保険税水準の統一に関するQ&A

Q1. 保険税水準の統一は、県民にどのようなメリットがあるのですか。

A. 県内どこに住んでいても、原則として、同じ世帯構成、同じ所得であれば同じ保険税となるため、公平性や透明性が高くなり、また、国民健康保険に加入している方にとっても分かりやすく納得感のある保険税率となります。

Q2. 保険税水準の統一によって、保険税率が上がるのではないですか。

A. 保険税水準の統一により、保険税率は県の平均に集約されることになるので、県全体の保険税率が上昇することはありません。

ただし、市町村ごとに見た場合、これまで県平均以下の保険税率を設定していた市町村は保険税率が上がり、県平均以上の保険税率を設定していた市町村は保険税率が下がるイメージになります。

なお、1人当たりの医療費が上昇傾向にあることなどから、近年は県全体の保険税率が上昇しており、今後も同様の傾向が続く可能性があります。

Q3. 保険税水準の統一はいつから始まるのですか。

A. 埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）において、令和12年度の実現を目指すこととしました。

ただし、保険税水準の統一により国民健康保険に加入している方の負担が大きく変動することがないよう、統一は令和12年度までに段階を踏んで進めていくこととしています。

詳しくは、[埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）（リンクを貼る）](#)を御覧ください。